

川崎市病院局規程第11号

川崎市病院局事務決裁規程の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

令和8年3月31日

川崎市病院事業管理者 金井 歳雄

川崎市病院局事務決裁規程の一部を改正する規程

川崎市病院局事務決裁規程（平成17年川崎市病院局規程第4号）の一部を次のように改正する。

別表1の2人事事項及び3財務事項を次のように改める。

2 人事事項

決裁事項	管理者決裁	局長専決	部長専決	課長専決
(20) 川崎市報酬及び費用弁償並びにその支給条例（昭和22年川崎市条例第12号）第5条第2項に基づく費用弁償の決定に関すること。		○		

3 財務事項

決裁事項	管理者決裁	局長専決	部長専決	課長専決
(1) 工事（川崎病院局軽易工事執行の特例を定める規程（平成17年病院局規程第46号）第2条第1項に規定する軽易工事（以下「軽易工事」という。）を除く。）の施行決定に関すること。	1件 600,000,000円を超えるもの	1件 600,000,000円以下のもの	1件 200,000,000円以下のもの	1件 50,000,000円以下のもの
(2) 工事（軽易工事を除く。）の請負の契約に関すること。			1件 600,000,000円を超えるもの （経営企画室の工事（軽易工事を除く。）	1件 600,000,000円以下のもの （経営企画室の工事（軽易工事を除く。）

) の請負の契約を担当する担当部長)	の請負の契約を担当する担当課長)
(3) 委託及び受託の決定 (業務に係る公金の徴収若しくは収納又は支出の事務の委託の決定を除く。) に関する事。	1 件 300,000,000円を超えるもの	1 件 300,000,000円以下のもの	1 件 100,000,000円以下のもの	1 件 20,000,000円以下のもの
(4) 委託及び受託の契約に関する事。			1 件 300,000,000円を超えるもの (経営企画室長)	1 件 300,000,000円以下のもの (経営企画室の会計を担当する担当課長)
(5) 業務に係る公金の徴収若しくは収納又は支出の事務の委託の決定に関する事。		○		
(6) 物品 (1,000,000円以下の石油製品等及び病院局長が単価及び契約の相手方を決定した単価契約物品を除く。)、労力その他の調達等の決定に関する事。	1 件 100,000,000円を超えるもの	1 件 100,000,000円以下のもの	1 件 20,000,000円以下のもの	1 件 10,000,000円以下のもの
(7) 物品 (1,000,000円以下の石油製品等及び病院局長が単価及び契約の相手方を決定した単価契			1 件 100,000,000円を超えるもの (経営企画室	1 件 100,000,000円以下のもの (経営企画室の

約物品を除く。)、労力 その他の調達等の契約に 関すること。			長)	会計を担当す る担当課長)
(8) 1,000,000円以下の 石油製品等の調達の決定 及び契約に関すること。				○
(9) 病院局長が単価及び 契約の相手方を決定した 単価契約物品の調達の決 定に関すること。		1 件 20,000,000 円 を超えるもの	1 件 20,000,000 円 以下のもの	1 件 10,000,000 円 以下のもの
(10) 病院局長が単価及 び契約の相手方を決定し た単価契約物品の調達の 契約に関すること。				○ 経営企画室の 会計を担当す る担当課長)
(11) 修繕（軽易工事及び 1,000,000円以下の建物 等の小破修繕を除く。） の決定に関すること。	1 件 100,000,000円 を超えるもの	1 件 100,000,000円 以下のもの	1 件 50,000,000 円 以下のもの	1 件 30,000,000 円 以下のもの
(12) 修繕（軽易工事及び 1,000,000円以下の建物 等の小破修繕を除く。） の契約に関すること。			1 件 100,000,000円 を超えるもの (経営企画室 長)	1 件 100,000,000円 以下のもの (経営企画室の 会計を担当す る担当課長)
(13) 軽易工事及び 1,000,000円以下の建物 等の小破修繕の決定及び 契約に関すること。				○
(14) 報酬（支給額及び支				○

給期日の定めのないものに限る。)の支出決定に関すること。				
(15) 退職手当の支出決定に関すること。		○		
(16) 共済費及び災害補償費の支出決定に関すること。				○
(17) 報償費（支出の基準の定めがあるものを除く。）の支出決定に関すること。	1 件 5,000,000円を超えるもの	1 件 5,000,000円以下のもの	1 件 1,000,000円以下のもの	1 件 500,000円以下のもの
(18) 支出の基準の定めがある報償費の支出決定に関すること。			1 件 5,000,000円を超えるもの	1 件 5,000,000円以下のもの
(19) 旅費の支出決定に関すること。				○
(20) 交際費の支出決定に関すること。	1 件 1,000,000円を超えるもの	1 件 1,000,000円以下のもの	1 件 300,000円以下のもの	
(21) 食糧費の支出決定に関すること。		1 件 200,000円を超えるもの	1 件 200,000円以下のもの	1 件 70,000円以下のもの
(22) 損害保険等（自動車損害賠償責任保険を除く。）の契約及び支出決定に関すること。		1 件 2,000,000円を超えるもの	1 件 2,000,000円以下のもの	1 件 200,000円以下のもの
(23) 自動車損害賠償責任保険の契約に関すること				○

。				
(24) 自動車損害賠償責任 保険及び自動車重量税の 支出決定に関すること。				○ (経営企画室 の会計を担当 する担当課長)
(25) 負担金(会議、講習 会、研修会等及び工事に 係るものを除く。)、補 助金、交付金等(支出の 基準の定めがあるものを 除く。)の支出決定に関 すること。	1件 10,000,000円 を超えるもの	1件 10,000,000円 以下のもの	1件 1,000,000円以 下のもの	1件 100,000円以下 のもの
(26) 工事に係る負担金の 支出決定に関すること。	1件 600,000,000円 を超えるもの	1件 600,000,000円 以下のもの	1件 200,000,000円 以下のもの	
(27) 支出の基準の定めが ある負担金(会議、講習 会、研修会等に係るもの を除く。)、補助金、交 付金等の支出決定に関す ること。			1件 10,000,000円 を超えるもの	1件 10,000,000円 以下のもの
(28) 会議、講習会、研修 会等に係る負担金の支出 決定に関すること。				○
(29) 公有財産の貸付け又 は公有財産に相当するも の借受けの決定及び契 約に関すること。	1件の賃貸借 料年額又は総 額が 24,000,000円	1件の賃貸借 料年額又は総 額が 24,000,000円	1件の賃貸借 料年額又は総 額が 10,000,000円	1件の賃貸借 料年額又は総 額が 7,000,000円以

	を超えるもの	以下のもの	以下のもの	下のもの
(30) 公有財産の貸付け又は公有財産に相当するものの借受けの更新の決定及び契約に関すること。			1 件の賃貸借料年額又は総額が 24,000,000 円 を超えるもの	1 件の賃貸借料年額又は総額が 24,000,000 円 以下のもの
(31) 物品の貸付け又は借受け（予算で債務負担行為として定めた物品の借受け又は長期継続契約による物品の借受けを除く。）の決定に関すること。	1 件の賃貸借料年額又は総額が 24,000,000 円 を超えるもの	1 件の賃貸借料年額又は総額が 24,000,000 円 以下のもの	1 件の賃貸借料年額又は総額が 10,000,000 円 以下のもの	1 件の賃貸借料年額又は総額が 7,000,000 円 以下のもの
(32) 物品の貸付け又は借受け（予算で債務負担行為として定めた物品の借受け又は長期継続契約による物品の借受けを除く。）の契約に関すること。			1 件の賃貸借料年額又は総額が 24,000,000 円 を超えるもの （経営企画室長）	1 件の賃貸借料年額又は総額が 24,000,000 円 以下のもの （経営企画室の会計を担当する担当課長）
(33) 物品の借受け（予算で債務負担行為として定めた物品の借受け又は長期継続契約による物品の借受けに限る。）の決定に関すること。	1 件の賃借料総額が 120,000,000 円 を超えるもの	1 件の賃借料総額が 120,000,000 円 以下のもの	1 件の賃借料総額が 50,000,000 円 以下のもの	1 件の賃借料総額が 35,000,000 円 以下のもの
(34) 物品の借受け（予算で債務負担行為として定			1 件の賃借料総額が	1 件の賃借料総額が

めた物品の借受け又は長期継続契約による物品の借受けに限る。)の契約に関すること。			120,000,000円を超えるもの (経営企画室長)	120,000,000円以下のもの (経営企画室の会計を担当する担当課長)
(35) 前年度以前に長期継続契約が締結されたものに係る支出決定に関すること。				○
(36) 前年度以前に予算で債務負担行為として定めて支出負担行為が行われたものに係る支出決定に関すること。				○
(37) 繰越しをした経費のうち前年度以前に支出負担行為が行われたものに係る支出決定に関すること。				○
(38) 公有財産の買入れ等の決定及び契約に関すること。	1件 300,000,000円を超えるもの	1件 300,000,000円以下のもの	1件 100,000,000円以下のもの	1件 20,000,000円以下のもの
(39) 公有財産の売払いの決定及び契約に関すること。	1件 150,000,000円を超えるもの	1件 150,000,000円以下のもの	1件 50,000,000円以下のもの	1件 10,000,000円以下のもの
(40) 物品の売払いの決定及び契約に関すること。		1件 10,000,000円を超えるもの	1件 10,000,000円以下のもの	1件 1,000,000円以下のもの
(41) 公有財産の交換の決	高価なもの	高価なもの	高価なもの	高価なもの

定及び契約に関すること。	評価額が 100,000,000円 を超えるもの	評価額が 100,000,000円 以下のもの	評価額が 50,000,000円 以下のもの	評価額が 10,000,000円 以下のもの
(42) 公有財産の譲与の決定及び契約に関すること。	評価額が 100,000,000円 を超えるもの	評価額が 100,000,000円 以下のもの	評価額が 50,000,000円 以下のもの	評価額が 10,000,000円 以下のもの
(43) 負担付きでない寄附の受納の決定に関すること。		1件 5,000,000円を 超えるもの	1件 5,000,000円以 下のもの	1件 1,000,000円以 下のもの
(44) 行政財産の目的外使用の許可（使用料の減免を伴うものを含む。）に関すること。	使用料の年額 又は総額が 10,000,000円 を超えるもの	使用料の年額 又は総額が 10,000,000円 以下のもの	使用料の年額 又は総額が 2,000,000円以 下のもの	使用料の年額 又は総額が 1,500,000円以 下のもの
(45) 行政財産の目的外使用の許可の更新（使用料の減免を伴うものを含む。）に関すること。			使用料の年額 又は総額が 10,000,000円 を超えるもの	使用料の年額 又は総額が 10,000,000円 以下のもの
(46) 予算に定める金額の流用に関すること。		項間	目間 (経営企画室 長)	節間 (経営企画室 の会計を担当 する担当課長)
(47) 予備費の使用に関すること。		1件 10,000,000円 を超えるもの	1件 10,000,000円 以下のもの（ 経営企画室長 ）	1件 5,000,000円以 下のもの（ 経営企画室の 会計を担当す る担当課長 ）

(48) 目及び節の新設に関する こと。				○ (経営企画室 の会計を担当 する担当課長)
(49) 企業債の発行及び借 入れに関すること。		○		
(50) 繰出金の支出決定に 関すること。		○		
(51) 減価償却費、資産減 耗費及び繰延勘定償却の 支出決定に関すること。		○		
(52) 業務に係る公金の履 行期限の繰上げに関する こと。				○
(53) 業務に係る公金の配 当の要求その他債権の申 出に関すること。				○
(54) 業務に係る公金の徴 収停止に関すること。				○
(55) 業務に係る公金の履 行延期の特約又は処分 に関すること。				○
(56) 業務に係る公金の免 除（地方自治法施行令（ 昭和22年政令第16号）第 171条の7の規定による ものに限る。）に関する こと。				○

(57) 業務に係る公金の徴収猶予に関する事				○
(58) 業務に係る公金の過誤納金の還付又は充當に関する事				○
(59) 業務に係る公金の減免（地方自治法施行令第171条の7の規定によるものを除く。）に関する事		基準の定めのないもの		基準の定めのあるもの
(60) 契約に係る予定価格の決定に関する事				○
(61) 契約に係る制限価格の決定に関する事		○		
(62) 物品の不用決定並びに不用品の処分決定及び契約（不用品の売払いの契約を除く。）に関する事		取得価額又は評価価額 1件 1,000,000円以上のもの		取得価額又は評価価額 1件 1,000,000円未満のもの
(63) 不用品の売払いの契約に関する事			1件 10,000,000円を超えるもの（経営企画室長）	1件 10,000,000円以下のもの（経営企画室の会計を担当する担当課長）
(64) 不用品の売払いに係る業者の選定に関する事			1件 10,000,000円を超えるもの（経営企画室	1件 10,000,000円以下のもの（経営企画室の

			長)	会計を担当する担当課長)
(65) 工事及び製造の請負の契約を除く契約に係る業者の選定に関すること (管理者が別に定めるところにより設置する工事及び製造の請負の契約に関する業者を指名選定するための委員会の所掌に属するものを除く。)		予定価格が 1件 100,000,000円 を超えるもの	予定価格が 1件 100,000,000円 以下のもの	予定価格が 1件 20,000,000円 以下のもの。 ただし、予算で債務負担行為として定めた物品の借受け又は長期継続契約による物品の借受けについては、 1件 35,000,000円 以下のもの

別表2の3財務事項を次のように改める。

決裁事項	病院長専決	部長専決	課長専決
(1) 工事(軽易工事を除く。)の施行決定に関すること。	1件 200,000,000円 以下のもの	1件 100,000,000円 以下のもの	1件 25,000,000円以下 のもの
(2) 委託及び受託の決定(業務に係る公金の徴収若しくは収納又は支出の事務の委託の決定を除く。)に関すること。	1件 100,000,000円 以下のもの	1件 50,000,000円以下 のもの	1件 10,000,000円以下 のもの
(3) 物品(1,000,000円以下の石油製品等及び病院局長が単価及	1件 20,000,000円以	1件 15,000,000円以	1件 5,000,000円以

び契約の相手方を決定した単価契約物品を除く。)、労力その他の調達等の決定に関すること。	下のもの	下のもの	下のもの
(4) 1,000,000円以下の石油製品等の調達の決定及び契約に関すること。			○
(5) 病院局長が単価及び契約の相手方を決定した単価契約物品の調達に関すること。	1件 20,000,000円以下 下のもの	1件 15,000,000円以下 下のもの	1件 5,000,000円以下 下のもの
(6) 修繕(物品の軽易な修繕並びに軽易工事及び1,000,000円以下の建物等の小破修繕を除く。)の決定に関すること。	1件 50,000,000円以下 下のもの	1件 40,000,000円以下 下のもの	1件 20,000,000円以下 下のもの
(7) 物品の軽易な修繕の決定に関すること。			1件 1,000,000円以下 下のもの
(8) 軽易工事及び1,000,000円以下の建物等の小破修繕の決定及び契約に関すること。			○
(9) 報償費(支出の基準の定めがあるものを除く。)の支出決定に関すること。	1件 1,000,000円以下 下のもの	1件 800,000円以下 のもの	1件 300,000円以下 のもの
(10) 支出の基準の定めがある報償費の支出決定に関すること。	1件 8,000,000円を超え るもの	1件 8,000,000円以下 のもの	1件 3,000,000円以下 のもの
(11) 旅費の支出決定に関すること。			○
(12) 食糧費の支出決定に関すること。	1件 200,000円以下	1件 100,000円以下	1件 50,000円以下の

	のもの	のもの	もの
(13) 損害保険等（自動車損害賠償責任保険を除く。）の契約及び支出決定に関する事。	1 件 2,000,000 円 以下 のもの	1 件 1,000,000 円 以下 のもの	1 件 100,000 円 以下 のもの
(14) 支出の基準の定めがある負担金（会議、講習会、研修会等に係るものを除く。）、補助金、交付金等の支出決定に関する事。	1 件 15,000,000 円を 超えるもの	1 件 15,000,000 円 以下 のもの	1 件 8,000,000 円 以下 のもの
(15) 会議、講習会、研修会等に係る負担金の支出決定に関する事。			○
(16) 物品の貸付け又は借受け（予算で債務負担行為として定めた物品の借受け又は長期継続契約による物品の借受けを除く。）の決定に関する事。	1 件の賃貸借料 年額又は総額が 10,000,000 円 以下 のもの	1 件の賃貸借料 年額又は総額が 8,000,000 円 以下 のもの	1 件の賃貸借料 年額又は総額が 4,000,000 円 以下 のもの
(17) 物品の借受け（予算で債務負担行為として定めた物品の借受け又は長期継続契約による物品の借受けに限る。）の決定に関する事。	1 件の賃借料総 額が 50,000,000 円 以下 のもの	1 件の賃借料総 額が 40,000,000 円 以下 のもの	1 件の賃借料総 額が 20,000,000 円 以下 のもの
(18) 物品の売払いの決定に関する事。	1 件 1,000,000 円 以下 のもの	1 件 100,000 円 以下 のもの	1 件 10,000 円 以下 のもの
(19) 前年度以前に予算で債務負担行為として定めて支出負担行為が行われたものに関する支出決定に関する事。			○
(20) 前年度以前に長期継続契約			○

が締結されたものに係る支出決定に関すること。			
(21) 繰越しをした経費のうち前年度以前に支出負担行為が行われたものに係る支出決定に関すること。			○
(22) 負担付きでない寄附の受納の決定に関すること。	1 件 5,000,000 円 以下のもの	1 件 3,000,000 円 以下のもの	1 件 700,000 円 以下のもの
(23) 行政財産の目的外使用の許可（使用料の減免を伴うものを含む。）に関すること。	使用料の年額又は総額が 2,000,000 円 以下のもの	使用料の年額又は総額が 1,800,000 円 以下のもの	使用料の年額又は総額が 1,000,000 円 以下のもの
(24) 行政財産の目的外使用の許可の更新（使用料の減免を伴うものを含む。）に関すること。	使用料の年額又は総額が 15,000,000 円を 超えるもの	使用料の年額又は総額が 15,000,000 円以 下もの	使用料の年額又は総額が 8,000,000 円 以下のもの
(25) 業務に係る公金の履行期限の繰上げに関すること。			○
(26) 業務に係る公金の配当の要求その他債権の申出に関すること。			○
(27) 業務に係る公金の徴収停止に関すること。			○
(28) 業務に係る公金の履行延期の特約又は処分に関すること。			○
(29) 業務に係る公金の免除（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第171条の7の規定によるものに限る。）に関すること。			○

(30) 業務に係る公金の徴収猶予に関すること。			○
(31) 業務に係る公金の過誤納金の還付又は充当に関すること。			○
(32) 業務に係る公金の減免（地方自治法施行令第171条の7の規定によるものを除く。）に関すること。	基準の定めのないもの		基準の定めのあるもの

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の際、現に決裁中の文書の取扱いについては、なお従前の例による。

制 定 理 由

工事の施行決定に関する決裁事項等の権限の一部を下部に移譲すること、川崎市病院局旅費支給規程及び川崎市病院局会計規程の一部改正に伴い、所要の整備を行うため、この規程を制定するものである。